

大規模小売店舗立地法に基づく審査の概要

1 届出の概要

店舗名称：ジャンボエンチャー静岡店

届出者：株式会社エンチャー、静岡中央産業株式会社

届出年月日：平成28年2月8日

| | | |
|-----|-----------------|--|
| 内 容 | 店舗面積 | (3,217 m ² ⇒ 4,675 m ²) |
| | 駐車場の収容台数 | (351台 ⇒ 247台) |
| | 駐輪場の収容台数 | (75台 ⇒ 30台) |
| | 荷さばき施設の面積 | (284 m ² ⇒ 87 m ²) |
| | 廃棄物の保管施設の位置及び容量 | (32 m ² ⇒ 45 m ²) |
| | 開店時刻及び閉店時刻 | (10:00～20:00 ⇒ 6:30～21:30) |
| | 駐車場の利用可能時間 | (8:30～20:30 ⇒ 6:00～22:00) |

2 関係者の意見の状況

住民等 意見なし

庁内関係課 意見なし

関係機関（県警本部）意見なし

※ 審議会開催の有無については、会長不在のため職務代理者と協議した結果、住民意見・関係課・機関意見がなく、審議会での調査審議の必要性に乏しいと判断し開催不要とした。

3 法第8条第4項に基づく市の意見

意見なし

4 審査のポイント

[基本的な考え方]

本届出は、附則第5条第1項の届出であり、変更する事項について市の意見の対象となる。

[ポイント]

- (1) 必要駐車台数及び必要駐輪台数の確保 [5(1)①及び5(1)③により整理]
- (2) 営業時間の延刻により通学時間と重なることへの対策
[5(1)②及び5(1)⑤により整理]
- (3) 必要荷さばきスペースの確保 [5(1)④により整理]
- (4) 出入口①における右折入庫の対策 [5(1)⑤により整理]

5 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 駐車場の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業
その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

| 指針配慮事項 | 市の考え方 |
|--------------|--|
| ①駐車場の必要台数の確保 | <p>本変更により、駐車場の台数が減少となるが、届出書により指針の台数（247 台）は確保されていることが示されている。</p> <p>また、既存店舗の実情に応じた必要台数についても、法第 14 条に基づく報告により、台数調査を基に算定した結果、年間の平均的な休祭日における駐車台数のピーク以上の駐車台数が確保されているものと考えられることから、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。</p> |
| ②駐車場の位置及び構造等 | <p>本変更により、営業時間が登校時間と重なることから、登校児童・生徒に対する交通安全上の配慮が必要となるが、届出書により出入口①において誘導員を配置することが示されていることから、必要な配慮がなされているものとみなされるため、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。</p> |
| ③駐輪場の確保等 | <p>駐輪場の台数について、届出書では店舗面積における平均駐車時間係数を考慮すると必要台数（37 台）に不足が生じるものの、追加で徴取した法第 14 条に基づく報告により、必要台数（37 台）を確保する旨が示されていることから、指針に照らして必要な配慮がなされていることが明らかなため、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。</p> |
| ④荷さばき施設の整備等 | <p>荷さばき施設の規模及び構造について、届出書では荷さばき作業に必要な面積（合計 201 ㎡）が不足しているものの、追加で徴取した法第 14 条に基づく報告により、荷さばき施設②について搬入車両の駐車スペースと荷捌き作業スペースに必要な面積（145.7 ㎡）を確保する対策を講じる旨が示されていることから、指針に照らして必要な配慮がなされているものと考えられることから、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。</p> |

| | |
|---------|--|
| ⑤経路の設定等 | <p>経路の設定については、南側幹線道路からの右折による入庫（出入口①）が計画されているものの、法第14条に基づく報告により、設置者が右折入庫としない複数の経路について検討を行ったが、他の経路では生活道路への来店車両の進入が生じてしまうため、現状の右折入庫を経路とすることが示されている。</p> <p>さらに、設置者から、今後、右折入庫により周辺交通に著しい影響が発生する場合には、関係各課と協議のうえ経路設定の再検討を含め可能な対策を行う旨が示されている。</p> <p>また、営業時間が登校時間と重なることに伴う、登校児童・生徒に対する交通安全上の配慮については、届出書において、通学路を経路として設定していないことが示されている。</p> <p>以上のことから、当該経路の設定については、合理的な範囲内で必要な配慮がなされているものと考えられるため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。</p> |
|---------|--|

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

| 指針配慮事項 | 市の考え方 |
|-------------|--|
| ①騒音の発生に係る事項 | 届出書により、店舗から発生する騒音の予測値は基準を下回っており、指針と照らして騒音対策等の必要な配慮がなされていることから、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。 |
| ②廃棄物に関する事項 | 届出書により、廃棄物の保管及び施設容量の確保について、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。 |